

熊本県民間委託道路パトロール実施要領

(目的)

第1 この要領は、道路が常時良好な状態に保たれるよう道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して適切な措置を講ずるとともに、道路管理上、必要な情報及び資料を収集するための民間委託道路パトロール（以下「民間委託パトロール」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(民間委託パトロールの範囲)

第2 パトロールの範囲は、地域振興局の所管区域とし、地域振興局土木部長（以下「振興局土木部長」という。）がこれを定める。

(民間委託パトロールの区分及び実施内容)

第3 民間委託パトロールの区分は、平常時パトロール、異常時パトロール、夜間パトロール、主要構造物（橋梁、トンネル、法面等）のパトロール、歩道パトロール、休日パトロールとする。

(1) 平常時パトロール

原則として、パトロール車からの目視により定期的に行うものとし、必要がある場合は徒歩により実施する。

(2) 異常時パトロール

大雨・台風等の異常気象及び地震等の異常時には、必要に応じて実施する。

(3) 夜間パトロール

夜間パトロールは、年2回（8月及び12月）照明灯・視線誘導標等の交通安全施設及び工事中箇所について重点的に行うほか、振興局土木部長が特に必要であると認めた場合に実施する。

(4) 主要構造物（橋梁、トンネル、法面等）のパトロール

大雨・台風等の異常気象及び地震等の異常時等に、主要構造物の点検を振興局土木部長が特に必要であると認めた場合に実施する。

(5) 歩道パトロール

歩道パトロールは、通学路、主要な医療機関付近の歩道の点検を振興局土木部長が特に必要があると認めた場合に実施する。

(6) 休日パトロール

休日パトロールは、4～5月の連休、正月休みの休日が連続する場合に実施するものとする。

(民間委託パトロールの実施基準)

第4 平常時パトロールは、次の基準を目途として実施することとする。ただし、振興局土木部長は道路状況等によりこれを増減し、区間を設定しパトロール回数を決定することができる。

2 振興局土木部長は、直営班と民間委託パトロール班で以下の実施基準を定めるものとする。

(1) パトロール回数

ア 交通量5,000台/日以上的一般国道及び県道については週4回以上とし、毎週土日の休日のどちらか1回パトロールを実施する。なお、祝日を含めた3日以上の子休期間はパトロールを実施しない日が2日以内となるよう

計画する。

イ 交通量5,000台/日未満～1,000台/日以上的一般国道及び県道については週2回以上とする。なお、祝日を含めた3日以上連休期間はパトロールを実施しない日が3日以内となるよう計画する。

ウ 交通量1,000台/日未満の一般国道及び県道については月3回以上とする。ただし、パトロールを実施する日が極端に偏らないようバランスに配慮する。

エ 休日に交通量が増加すると想定される観光道路等については、週末のパトロールを強化する。

(民間委託パトロール班員及び班編制)

第5 パトロールを担当する班員及び班編制は、次のとおりとする。

(1) 主要構造物(橋梁、トンネル、法面等)のパトロールを除き、1班3名(運転手1名、パトロール員2名)の班編制で実施し、その結果を報告するものとする。

なお、パトロール員は、「第11(研修)」を受講した者とする。

(2) 主要構造物(橋梁、トンネル、法面等)のパトロールは、一級又は二級土木施工管理技士の資格を取得している社員1名とパトロール員2名で構成し、技術的考察に基づく点検を行い、その結果を報告するものとする。

(民間委託パトロール実施計画)

第6 振興局土木部長は、路線の重要度(交通量・地域特性・苦情の多少等)や所管区域内の道路状況に即したパトロール実施計画書を作成し、委託業者へ指示するものとする。

2 振興局土木部長は、直営班と十分協議し直営班と民間委託パトロール班の両班全体で第4の実施基準を満たすようパトロール実施計画書を作成する。

3 実施計画書を作成するに当たっては、「道路パトロール事項留意点」に記載されている内容が点検できるようにパトロール速度に留意する。

4 総括責任者は、土日や祝日の応急措置後の報告やその後の対策の指示など、事前に体制を整えておくものとする。

(民間委託パトロール委託業務の監督職員の業務)

第7 パトロール委託業務の監督職員は、前条において定められたパトロール実施計画書に基づいて、効率的・効果的な実施に務めるものとする。

(1) 監督職員は、パトロール班員からの報告に基づき所要の措置を講ずるものとし、必要と認められるものについては、振興局土木部長に報告して指示を受けるものとする。

(2) 前項の場合において、監督職員は、振興局土木部長の指示により必要に応じて他の関係機関と連絡調整を図るものとする。

(3) 監督職員は、民間委託パトロール班が落石・崩土、ポットホール等の応急措置を実施したとき、総括責任者と協議し今後の対応策を指示するものとする。

(4) 監督職員は応急措置を実施した箇所について完了報告を受けた後、総括責任者と協議し、指示があった箇所について職員若しくは直営班で現地確認を実施する。

(民間委託パトロールの実施)

第8 パトロール班員は、パトロールを実施するときは、次の事項を遵守して行うものとする。

- (1) 車両は、原則として道路維持作業車とする。また、その運行に当たっては黄色灯を点灯するものとする。(道路維持作業車とは、道路交通法に定められたものをいう。)
- (2) 服装は、パトロールに適した服装とする。
- (3) パトロールの種類に応じて必要と認められる資器材を携行する。

(民間委託パトロール班員の業務)

第9 パトロール班員は、パトロール実施計画書及び「熊本県道路パトロール業務内容」に基づきパトロールを実施し、主として次の業務を行うものとする。

- (1) 異常等を発見したときは、交通の危険を防止するために必要な措置を講じるとともに、その状況をパトロール日誌等により監督職員に報告するものとする。
- (2) 特に、危険と判断される緊急事態等を発見したときは、直ちに交通誘導を行い、応急措置を実施したうえで、必要に応じ交通規制等を行うとともに、追加措置が必要と判断されるときには、速やかに現場状況を監督職員に説明し今後の対応の指示を受ける。また、交通規制方法については、業務着手後速やかに委託者・受託者で協議を行うものとする。
- (3) パトロールに当たって必要と認められるときは、写真撮影を行い、日時及びその状況を記録しておくものとする。
- (4) パトロール終了後、その結果をパトロール日誌に記載の上、速やかに監督職員に提出し、確認・指示を受ける。
- (5) 応急措置の作業については、作業終了報告を監督職員に行うとともに、周辺状況等を説明し対応策の必要性について報告しなければならない。

(報告・協議)

第10 振興局土木部長は、パトロールの結果に関し、重要と認められる事項については、道路保全課長に報告又は協議するものとする。

(研修の実施)

第11 振興局土木部長は、業務を受託した業者に対し、受注後速やかにパトロールの内容や視点・発生頻度が高い地区など研修を実施しなければならない。これによりパトロール業務の質の向上を図り異常箇所の発見に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月31日から施行する。